

第8号様式（第7条関係）

令和2年 3月 31日

久留米市議会議長様

久留米市城南町15番地3

会派名 みらい久留米議員団

代表者名 藤林詠子 

政務活動費事業実績報告書

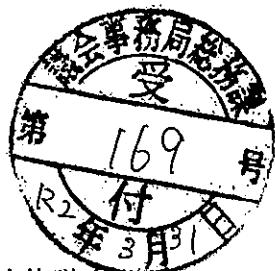
久留米市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の完了年月日 令和2年 3月 31日（令和元年度分）

2 事業実績の概要

- 5/17～18 市川房枝政治参画フォーラム 2019「これからの教育を考える」（東京都渋谷区）
- 7/22 「議員・職員のための知らなきや損する議会制度～議員報酬・定数・質問～」
（東京都豊島区）
- 7/23 自然エネルギーを活用した地域づくり「基礎編」（東京都新宿区）
- 8/23～8/24 生活保護問題議員研修会「生活保護行政は変えられる！命を守る自治体に」
（新潟市）
- 11/7～11/8 公務能率研究会議「人口減少時代における持続可能な自治体経営」
（東京都渋谷区）
- 1/22 「財政の質問のポイント」（福岡市博多区）
- 1/27～1/28 第3回市町村議会議員特別セミナー（滋賀県大津市）
- 2/10～2/11 第22期自治政策特別講座「2020年度の予算審議—まちづくりと自治体議会」
（東京都墨田区）
- 2/15 2019 市川房江記念会連続講座⑨「世界の中の日本政治」（東京都渋谷区）



研修報告書

令和元年 5月22日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林詠子様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永峰子



政務活動のため研修会に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和元年 5月 17日 ~ 5月18日
開催地	東京都 渋谷区代々木11-21-11 婦選会館
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	市川房枝政治参画フォーラム2019「これからの教育を考える」 基調講演 「これからの教育を考える」
当該研修への参加動機・目的	公教育の役割は何なのか、今の本市の政策をどう評価し改善するのかを知りたくて参加した。
説明者	寺脇 研 元文部科学省大臣官房審議官
研修内容	①教育の流れの中で、1930年代から国全体の方針として東京や大阪に出ていく、いわゆる故郷を捨てる教育、出していく人が優秀でダメな人が残る、といった教育がされてきてそれが今、地方の衰退につながっていること。1960年代から全国一斉学力テストが始まったが様々な弊害によって中止された歴史があるにも関わらず、現在また、行かれていることなど、教育が国全体の在り方を左右している。子どもたちの「荒れ」という姿が「登校拒否、不登校、いじめ」という形で出されている。1984年の臨教審はあくまで日本の教育をよくするためのものとされ、1987年に提出された答申個人の尊厳を尊重する、あまりにも強すぎた全体主義を改善するものであり、「いつでも、どこでも、誰でも学べる社会」いわゆる「生涯学習」をめざした。②2020年実施の次期学習指導要領は「主体的対話的で深い学び」をめざしているが、これはゆとり教育と全く同じ。暗記でなく考える「深い学び」シェアの考え方「対話的」③今後の課題として「道徳」がある。きれいごとの「道徳」に対して「監視」が必要。地域が学校へ入っていく。学校で解決できないことは地域社会全体で考えなければならない。
研修の成果	1987年に臨時教育審議会が出した答申について改めて話を聞き、それまで学校現場でとらえていたものとずれがあることに気づいた。臨時教育審議会では3年間、毎週会議を持ち、全国各地や世界中の先進地の視察のもとに、2020年を見据えて作られていたことに驚いたとともに、あくまで「日本の教育をよくする」という思いで、生涯学習の理念が取り入れられ、受け身の学習から主体の学習へと大きく考え方を変えてきたことについて、しっかりと今後も実現に向けての取り組みを行っていかなければならないと考える。しかし、現在の「官僚は口を出すな」の安倍政権体制の下での教育については議論もできない状況であることを深刻に受け止めなければならない。また、基本的人権を学ぶべき学校が、その役割を果たせないどころか不登校や若年者の自死が増加している現状は、国の在り方を待つのではなく、久留米市独自で取り組んでいくべき課題であると考える。このことを是非、議会の場で論議していきたい。

研修報告書

令和元年 5月22日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林詠子様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永峰子



政務活動のため研修会に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和元年 5月 17日 ~ 5月18日
開催地	東京都 渋谷区代々木11-21-11 婦選会館
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	市川房枝政治参画フォーラム2019「これからの教育を考える」 「子どもたちに寄り添う~いじめ・虐待・少年非行の現場から」
当該研修への参加動機・目的	寄り添っていく必要のある児童生徒に対して、行政としてどのような寄り添い方があるのかを知ることで政策に生かしていきたい。
説明者	社会福祉法人力りヨン子どもセンター理事長 弁護士 坪井 節子
説明内容	①子どもの人権救済活動の現場における様々な問題、学校問題、少年問題、虐待、児童養護施設内人権問題、子ども買春について事例を挙げての説明を受けた。また、子どもの人権救済とは何かについて、大人がいかに無力であるかを話された。 ②子どもの話に耳を傾けることの重要性。1990年代半ばから相談内容の半分が虐待になっていった。面前DVなどの心理的虐待の増加があった。それ以前はせっかん死が多かったが、いじめのために自殺を図ったり、虐待によって非行に走った事例が増えたことを具体的な事例をあげて話された。 ③子どもの権利擁護とは何かについて、子どもの人権、国連子どもの権利条約の視点から話され、子どもとおとなは対等かつ全面的なパートナーであることを強く訴えられた。 ④我が家のパートナーシップ実現悪戦苦闘と題して自分自身のパートナー性について話しながら子どもとパートナーになることのむずかしさに触れられた。 ⑤子どもシェルターの設立の経緯と2つの壁(親権なしで一時保護できるのは児相のみ、料金)
研修の成果	話の中で挙げられた事例の中に出てくる子どもたちのほとんどが、親のことを大好きであるにも関わらず、両親の不仲やDVによって自分はどうなってもいいし、周りの人間もどうなってもいいと思うようになってしまっててしまうこと、不合理さに非行という言う形でしか向き合えなかつたこと、期待した大人に助けてもらえたかった時のつらさから、大人に対して心を開ざしてしまうようになってしまふこと。それらが無意識で、いつの間にか大人を試すという行動に出てしまうことを話された。そんな子どもたちに厳罰化を行っても非行は減らないことを強調された点が強く印象に残っている。「生まれてきてよかったです」「ひとりぼっちじゃないんだよ」「あなたの人生はあなたにしか歩けない、あなたがあるといいいんだよ」この3つのことを言葉でなく、社会の有様で示せるようにしていきたい。特に、子どもを「対等かつ全面的なパートナー」として接することができる大人になるための啓発、子どもの人権を守るために啓発が今重要なのではないかと感じる。一方で子どもシェルターなどによる子どもの人権保障と自立支援が急務。是非久留米市の体制を見直し、取り組んでいきたい。

研修報告書

令和元年 5月22日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林詠子様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永峰子



政務活動のため研修会に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和元年 5月 17日 ~ 5月18日
開催地	東京都 渋谷区代々木11-21-11 婦選会館
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	市川房枝政治参画フォーラム2019「これからの教育を考える」 「大人のための性教育～性と生き方の多様性とグローバリズム」
当該研修への参加動機・目的	LGBTQの課題に対してどのような政策をとるか学びたくて参加した。
説明者	マザリーズ助産院代表 棚木めぐみ
研修内容	①性とは(1)社会的性(2)生物学的性(3)性自認(4)性的指向(5)性的嗜好の視点から語ることができ、特にこれまで性的指向までしか問題にされなかつたが性的嗜好を入れることの重要性が語られた。 ②性被害・加害について。レイプについて、見知らぬ人からとか若い女性が被害者、抵抗できたはず、などの誤った認識を持たれていることやセカンドレイプを恐れて泣き寝入りする人が多いこと。AVの弊害として、AVを参考にしたいわゆる自己流の性交をして失敗したり、産業的エロティシズムを追求するあまりリアルな性交との乖離が年々大きくなっていることが指摘された。 ③性自認について。現在、同性のカップルの婚姻をパートナーシップという形で認める自治体ができてきたりして少しずつ啓発が進んできているが、まだまだトランスジェンダーなど、LGBTQの人々への理解が進んでいないことや、わが子からの相談にどう向き合うかなどが話された。
研修の成果	これまで、久留米市では男女平等教育副読本(現・男女共同参画副読本)策定などによって性の教育にも取り組んできたが、性のグラデーションなどのページが削除されるなど、性に関してはタブー視されてきた。その後、LGBTQなどの性的マイノリティーの人々がクローズアップされるようになってきたが、正しい知識ではなく偏見を持って受け止められていることが多い。特に性的嗜好については、マイノリティーの人々への偏見になっていたが、性的指向と並べて知ることでその偏見も解消されるという点で、性的嗜好まで踏み込んだ性の教育の必要性を強く感じるとともに、今の副読本では不十分であると思った。また、性被害や加害についてもその予防や相談体制充実の必要性を強く感じる。そのために、社会であふれているAVにどう向き合っていくか、それを超える性の教育にどう取り組むかが今後の課題だと思う。

視察報告書

令和元年 5月 22日

会派名 みらい久留米議員団
代表者 藤林詠子様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永峰子



政務活動のため視察調査を実施したので、その概要を報告いたします。

実施年月日	令和元年 5月 17日 ~ 5月 18日
視察地	東京都新宿区
参加議員名	秋永 峰子
視察項目	新宿区の多文化共生の取り組みを学ぶ
当該視察地を選定した理由	久留米市でも外国人人口が年々増加し、様々な政策を打つ必要ができたため、先進地である新宿区大久保地区視察に参加した。
説明者	新宿区多文化共生推進課長 神崎 章 しんじゅく多文化共生プラザ署長 鍋島協太郎 新宿韓国商人連合会専務理事 申 大永
説明内容	①街歩きをしながら商店街の多文化共生を視察 ②しんじゅく多文化共生プラザの見学 ③新宿区の事業についての説明
視察の成果と久留米市へ期待される効果	○新宿区の中でも大久保地区は全人口の29.5%12,537人が外国人という構成になっている。中国、韓国から日本に来た人々は、反日教育を受けてきた世代であった中で、常にぶつかり合いがあったとのこと。それがうまくコミュニケーションをとれるようになったのは、お互いを知ることからだったと申さんが話された。自分が持っていた反日の知識と、実際に出会った日本人とのギャップ、本当の姿を知ったこと、そして、自分たちが歴史を教えられすぎていて、日本人が教えられていないことなどを知ってコミュニケーションがうまくいくようになったとのことだった。共生社会を作っていくにあたって、お互いを知ろうとする努力や、それを支えるシステム作りの重要性を学んだ。このことは是非本市でも生かしていかなければならない。 ○行政のサポートの在り方が大変進んでいた。区では「新宿生活スタートブック」を2009年に発行している。この時のメンバーはしんじゅくネットワーク連絡会(現・新宿区多文化共生連絡会)で、在日本韓国人連合会規格局長、韓国人生活ネットワーク代表、新大久保商店街振興組合理事長、新宿文化・国際交流財団(現・公益財団法人新宿未来創造財団)など、当事者が多いこと、2012年には改定し、ニーズに合ったサポートブックとなっている。日本語教室や、交流の場の提供、相談受付、日常生活の情報提供の場など多文化共生の拠点「しんじゅく多文化共生プラザ」の存在も大きな役割を果たしている。久留米市でも「久留米生活スタートブック」を発行すれば多くの外国人の方の生活支援になると期待できる。

研修報告書

令和元年 8月 1日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和元年 7月 22日
開催地	東京都 豊島区東池袋1丁目6-4アットビジネスセンター池袋前別館805号室
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	議会力をアップさせる議員報酬、定数、政務活動費
当該研修への参加動機・目的	本市の議会改革も進められてきているが。今年度から議員定数が削減された。しかし、行政改革がめざす効率化をそのまま議会活動に当てはめてよいものか、ずっと疑問だった。また、そもそも議会改革とはだれのために、なぜ行うべきなのか、自分の中で整理できず、しっかりと学習しなければ住民の期待には応えられないと考え、この研修に参加した。
説明者	江藤 俊昭（山梨学院大学法学部教授）
説明内容	①地方政治の負の連鎖と正の連鎖の可能性 ②基本的視点 ③議員報酬の考え方 ④定数の考え方 ⑤政務活動費の考え方 ⑥住民と考える意味 ⑦条件整備+2
研修の成果	<p>はじめに、議会とは何かについて、議会とは住民自治の根幹であることが述べられ、そのためにすべての権限を持っていることが力説された。だから行政改革の論理(効率性)ではなく、議会改革の論理(議員が自由に動けて、これから議員にとっても動きやすくするための条件整備)が重要であることが分かった。①議会改革によって負と正の連鎖の可能性があり、議会と住民との関係をよくしていくこと、つまり議会が住民の福祉向上につながることが住民との信頼づくりにつながっていく、そんな正の連鎖をめざすべきであり、そのために、住民と歩む議会運営(見える化、接点を増やす)が重要であるとわかった。②定数、報酬を考えるには、自治体がそのポリシーを示すこと、議員報酬と定数は別の論理、行革と議会改革は全くことなること、現在の議員のためだけでなく多くの人が将来立候補し議員活動がしやすい条件として考えること、増加できないあるいは削減の場合は住民による支援が不可欠であること、住民と考える定数・報酬、周知する十分な期間が必要であること等の視点が必要。③議員として行っていることをきちんと示す必要、議会の動きも示す必要がある④定数の考え方として討議のできる人数として考える。⑤政務活動費の考え方として、監視政策提言機能の強化であること、活動指標と成果指標を示す必要があること⑥住民と考える意味として議会が議員のものではなく住民のものであり、定数・報酬の議論は住民自治を学び考え実践する機会とすべき。⑦議会事務局の職員の積極的姿勢の制度的保障によって「住民自治の根幹」としての議会づくりが求められている。 以上7つの視点を常に持つことで、今後議会のあり方、議員としての活動の在り方を考えるうえでの大きなよりどころとしていきたい。 </p>

研修報告書

令和元年 8月 1日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団

報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和元年 7月 22日
開催地	東京都 豊島区東池袋1丁目6-4アットビジネスセンター池袋前別館805号室
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	議会運営における質問のあり方
当該研修への参加動機・目的	議員2期目となり、自分の政策提案力を上げるために、前期4年間の自分の質問を振り返りたいと考え、この研修に参加した。
説明者	江藤 俊昭（山梨学院大学法学部教授）
説明内容	①質問の議会運営における位置 ②議会改革の到達点を踏まえた質問とは ③質問の役割 ④質問の空間時間；実現を相対化する ⑤質問作成の作法 ⑥質問を「議会からの政策サイクル」と連動 させる ⑦質問作成の道具 ⑧選挙との連動と縮小社会への対応
研修の成果	はじめに、質問とは、住民の要請から始まり、議員からの提言、質問となって執行機関へとつながっていくものであるが、その間に、論点の整理や調査がなされるという大枠が示された。住民の要請という言葉をきいて、これまでの私の4年間の質問づくりの大半を占めていたものが住民の要請であったとはいえないことを反省した。もちろん住民の直接の要請でなくても住民にとって必要と考えられることを質問してきたが、本当にそうなのか、久留米市の住民にとってはどうなのかという所謂確認に欠けていた点を反省した。また、個人としての質問ではなく、議会としての質問づくりに取り組む、会津若松市の取り組みが大変印象に残った。議会として調査する。その調査の方法として市民との意見交換会をもち、そこで出された様々な意見に対して、論点を整理して議会として質問するというものだ。この質問の大枠から外れた事柄を個人質問として質問するという。議会の後には必ず反省会を持ち、チームとしてまとまろうとする議会、ひいては住民にとって良い結果をもたらすという文化が形成されているという。調査の方法として、飯田市では地域協議会やまちづくり協議会との連携を組み、質問につなげているところや、議会として調査したことを議会だよりに載せ、これについてみんなで議論してより良い政策にしていきましょうという問題提起のための広報誌づくりを行っている自治体も紹介された。どの事例も、議会が、議員のためでは決してなくて、あくまで住民のためにあることを強く意識しての取り組みである。最後に選挙との連動、つまり、マニフェストと質問の関係について、議員マニフェストのPDCAサイクルの体言化や縮小社会への対応の重要性を感じた。

研修報告書

令和元年 8月 1日

会派名 みらい久留米議員団
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和元年 7月 23日	
開催地	東京都 新宿区早稲田鶴巻516-1 早稲田大学大熊記念タワー1102号室	
参加議員名	秋永 峰子	
研修項目	自然エネルギーを活用した地域づくり	
当該研修への参加動機・目的	温暖化による気候変動が著しくなってきた現在、本市では50年に一度と言われる大水害が毎年のように起こっている。環境問題、特に温暖化対策に早急に取り組まなければ取り返しのつかない状況が訪れるし、それを防ぐのは国や自治体の責任もあると考える。自然豊かな久留米市において、温暖化対策の一つとして自然エネルギーの活用ができないかと考え、本研修に参加した。	
説明者	谷口 信雄（東京大学先端科学技術研究センター特任研究員）	
説明内容	①再生可能エネルギーとは ②エネルギーが必要な大都市と再生可能エネルギーが豊かな地域とのエネルギーと代金 ③デンマーク方式 ④日本における気候変動の影響 ⑤第4次産業革命時代の現状とは	
研修の成果	再生可能エネルギーとは「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーといい、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー（特に潮風エネルギー、波エネルギー及び海洋温度差エネルギーを含む）、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」（国際再生可能エネルギー機関憲章での定義づけ）や、「絶えず補充される自然の過程に由来し、様々な形態の内太陽から直接供給される光や地球内部で発生する熱、太陽や風や海洋や水力やバイオマスや地熱資源から発生した熱や電力、そして再生可能資源に由来するバイオ燃料と水素」であり、それらが世界中でどのように活かされているかを知って大変参考になった。特に風力発電のポテンシャルが日本では圧倒的に高く、これを事業化させるには債務保証制度などの支援を行行政が行うと良いこと、太陽光発電メガソーラーは地域に利益をもたらさないばかりかマイナスをもたらす状況にあること。それは利益を上げるために自然破壊を進め、無理をしてしまうからだと分析している。デンマークには地域と地域社会を基礎とする方針があり、地元所有のルール、所有する土地に吹く風のエネルギーを利用する権利は土地所有者のものであること、住民向け各種インセンティブがあり、それにより住民が風力発電事業の利益を得られる仕組みがある。ドイツには再エネ設備が立地する場所の住民が、その再生エネ設備に投資し、利益を享受することで、受容度を高めるという取り組みがなされているところがある。（ウインドパークへの自治体・市民参加法2016年5月 メクレンブルク・フォアポンメルン州）日本でも滋賀県湖南市など、エネルギー条例を制定している自治体がある。議会にできることはこの条例を作ることだと思った。今後研究していきたい。	

研修報告書

令和元年 11月 13日

会派名 みらい久留米議員団
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	8月23日～24日
開催地	新潟県立大学
参加議員名	藤林詠子
研修項目	第11回生活保護問題議員研修会
当該研修への参加動機・目的	生活保護受給世帯は、久留米市民の2%で、小さくない問題である。生活困窮者自立支援制度や子どもの貧困の連鎖を防止するための学習支援などが、民間団体への委託、協働が成果をあげている。生活保護法は、法律通りの運用をすることになっており、自治体の裁量は少なかつたが、最近は自治体による取り組みの違いが出てきているので、その全国状況を知りたいと思った。また、小田原市の「保護、なめんなよ」ジャンパーにみられるような生活保護の趣旨を理解していないことが吐露される不祥事も起きている中、各自治体の職員の人材育成はどのような工夫をしているのかも知りたいと思った。
説明者	①吉永 純（花園大学教授） ②加藤和永（小田原市企画部企画政策課） ③尾澤 薫（新潟県立大学 教授） ④箕輪亜由美（見附市教育委員会） ⑤稻葉剛（一般社団法人 つくりい東京ファンド代表理事 立教大学大学院特任准教授） ⑥坂庭国晴（NPO法人 住まいの改善センター理事長） ⑦吉本 郁（元 神戸市職員） ⑧今井 伸（十文字学園女子大学 教授 元練馬区職員） ⑨尾藤慶喜（弁護士）
説明内容	地方から生活保護行政は変えられる ①基調報告「生活保護の現状と改革の論点」 ②シンポジウム「地方から生活保護行政は変えられる」 ③新潟県における福祉事務所のあり方に関するアンケート調査報告 ④福祉事務所における自立支援の取組 ⑤進む居住支援と縮む公営住宅。これからの住宅政策を考える ⑥元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得。 ⑦地方からどう生活保護行政を変えるか。

①国の通知の徹底が不十分な自治体があるとの実態報告があった。（例えば、エアコンの購入費の件など）

②

平成29年1月、マスコミで報道され、問題になった、「生活保護なめんなジャパン」で問題になった小田原市が、その後、どんな改善を行ったかが、報告された。

生活保護課の職員研修をして終わりとするのではなく、市職員全体の問題、市役所の風土の問題ととらえ、その検証の担当を福祉部ではなく、企画部に担わせた点は、注目される。

「職員の中に生活保護担当に異動することをどうとらえているか、生活保護以外でも福祉制度の利用者をどうみているか、などが背景にあるのではないのか。」という市長のトップとしての決断があつて、スタートした取り組みが、久留米市でも参考にすべきと思う。

次の点が優れている。

- ・生活保護利用経験者も含む外部委員による検討会を行ったこと。
- ・早い総括をしたこと。
- ・保護のしおりの改定
- ・保護受給者ではなく、利用者という表現に変えたこと。
- ・生活保護職員数増員でケースワーカー1人当たりの担当世帯数を減らしたこと
- ・民間の支援機関と合同研修、交流

堺市からの報告では、

- ・専門職の中核市比較があり、久留米市は、専門職（社会福祉士等）採用を進めてきたと私は思っていたが、他市はもっと高かった。
- ・保護受給世帯からの大学進学を調査している。この実態把握は必要だと思う。

③見附市の生活保護受給者への自立支援活動では、対象者の変化とともに、支援者側の変化もあり、適切な時期や動機付けでの、無理のない就労支援が可能になるとのことだった。農作業手伝いやボランティア活動などが本人のエンパワーメントにつながり、伴奏的支援ができていることが報告された。

④「社会デザインとしてのハウジングファースト」が必要との説明が、実態の課題をよく表していると思った。

研修の成果

具体的には、次の内容である。

- ・「住まいは基本的人権である」という理念の下、安定して暮らせる住居を無条件に提供することがその後の生活支援につながる。
- ・高齢者、障害者、精神科病院の長期入院患者、児童養護施設出身者、刑期修了者、DV被害者、母子家庭、被災者等の支援の困難さは、実は、住宅問題にある。
- ・施設中心の福祉・医療からインクルーシブな地域づくりに移行するには、住宅の確保が優先課題である。
- ・住まいと住まい以外の支援を分けることが、個人を尊重し、自己決定を尊重する支援を可能にする。

<実態は次のような課題がある。>

- ・家賃保証会社利用が一般化したことのプラス面もあるが、「追い出し屋」「家賃滞納データベース化」などのマイナス面もある。
- ・外国人、障害者、高齢者などが、民間賃貸契約を断られることがある。
- ・福祉政策と住宅政策が連動していない日本の政策では、単身高齢者の増加、非正規が多く持ち家のないまま高齢化する非正規第一世代の「低年金・無年金」者の増大に対応できない。

⑤生活保護行政に関する議会質問として、次のポイントが参考になった。

- ・個別事例で質問せず、個別事例を集めて普遍的に質問する。
- ・他の自治体の取組や数値と比較して、課題を指摘する。

⑥生活保護の推移は、社会の貧困状況の推移の一部を表している。

次のような社会状況を議員として、理解しておくべきである。

- ・餓死者は、2003年 92人に比べ 減少しているが、2016年 15人といまだにある。
- ・1世帯当たりの平均所得額は、減少傾向にある。
- ・貯蓄ゼロ世帯は、増加傾向で単身世帯の48%。二人以上世帯の30%。
- ・貧困率が改善したのは、貧困線が下がったからにすぎない。
- ・格差の拡大は、「賃金収入の格差拡大」と「社会保障制度の後退」の結果である。

研修報告書

令和元年 11月 20日

会派名 みらい久留米議員団
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和1年11月8日
開催地	日本経営協会（東京都 渋谷区千駄ヶ谷3-11-8）
参加議員名	藤林詠子
研修項目	令和元年（第58回）公務能率研究会議 第3分科会 広報戦略「エビデンスを活用したシティプロモーション」
当該研修への参加動機・目的	久留米市のシティプロモーションは、イメージで行われることが多く、効果が測定されないまま、結果的に他自治体と似た事業になってしまい、成果に結びつきにくいのが、課題である。また、成果を人口増加、転入増だけで測っているが、果たしてそれがすべてなのか、疑問に思う。また、日本全体が人口減少に向かう中、近隣自治体と人口の奪い合いをするのではなく、真に魅力的なまちづくりにつなげるには、どのような視点をもち、エビデンスをいかにはかるのか、学びたいと思った。また、先進自治体の職員の報告が直接きけるので、具体的で参考にできると思った。
説明者	①川上寧子（八王子市 都市戦略部都市戦略課 課長補佐） ②中本正樹（小美玉市 企画財政部企画調整課地方創生推進係 兼 シティプロモーション係 係長） ③河井孝仁（東海大学 文化社会学部広報メディア学科 教授） ④馬袋真紀（朝来市 市長公室総合政策課 課長補佐 兼 創成企画係長） ⑤細川甚孝（合同会社 政策支援 代表）
説明内容	①あなたの道をあるけるまち～ビジョンでまちをアップデート～ ②住民が自ら磨き、輝ける「ダイアモンドシティ 小美玉」のシティプロモーション ③地域を持続させるシティプロモーション～共創参画の実現に向けて ④持続可能な市民主体のシティプロモーション～一人ひとりのやってみようの応援がASAGOINGな人を育むまちを前進させる～ ⑤データ・エビデンスを中心としたシティプロモーションのあり方～マーケッティングファネルによる施策のあり方の検討

研修の成果

定住人口が増えればいいという一次元的発想ではなく、「地域参画総量」という尺度を用いる。
地域参画総量とは、
定住人口の他に交流人口なども含む関与人口を横軸に、
縦軸には、参画関与意欲を置く。
自分のまちをおススメする地域推奨意欲、まちづくりに関わる地域参加意欲、参加はできないけどまちづくりをしてくれている人に感謝する人、地域活動感謝意欲を測定し、
それらの上昇または下降に応じて自らの地域特性を動的に設定するというものである。
また、「自分の住むまちの魅力を短い言葉で述べられる人の方が、自分自身が意味のある存在だと思う人が多い」という調査結果を説明された。
シティプロモーションの中心に「自分には意味がある」という市民個人の幸せが位置付けられ、周囲に、シビックプライドの強化、地域魅力の創造、発信が位置付けられている。
地域参画総量増加のロジックモデルは、
ブランド形成、地域取組などがそれぞれ、地域参画総量を増加させ、その上に熱を持ったしなやかな土台があり、その他の基盤形成と合わせて、定住促進、産業振興、福祉充実などになり、人々の持続的な幸せにつながるということであり、
それが、地域の「稼ぐ力」につながるということである。
久留米は、野村総合研究所の成長可能性都市ランキングで5位に位置付けられた。そのポテンシャルを分析して有効に活用していくには、この地域参画総量の視点は、使えると思った。

研修会では、小美玉市、八王子市、朝来市（あさこい）の事例がそれぞれの市職員から報告された。それぞれ、社会教育、市民活動、協働、コミュニティ活動などと絡めていて、久留米市がこの評価方法をとれば、もっと強みが活かせると思った。
この評価方法が優れているのは、他市との比較で自分の市の魅力を知るのではなく、何の数値をあげたいか、どんな人にアピールしたいかを明確にすることである。
特に、朝来市では市内の地域単位で数値を出して活用してたのは、市民自身の取組を誇導できるもので、参考にできると思った。
久留米市の市民と協働で進める「住みやすさ日本一」づくりは、このような数字を使うことでより進めやすくなるのでは、と思った。
「地域参画総量」に着目した、エビデンスに基づくシティプロモーションについて今後、久留米市を検証したい。

研修報告書

令和2年3月31日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和2年 1月 22日
開催地	福岡市博多区博多駅東1丁目16-14リファレンス駅東ビル
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	財政の質問のポイント
当該研修への参加動機・目的	来年度から合併特例債が終わり、本市の財政は益々厳しくなる。そのような中、議員としてどのように財政にかかわっていくのかを考え、まず財政の基本から学びなおしたいと思い、この講座を受けることにした。
説明者	大阪府寝屋川市役所監査事務局・公平委員会事務局課長 程岡 俊和 氏
説明内容	財政の質問のポイント ①議員が知っておくべき財政の話 基礎編1 ・財政の基礎知識と用語の解説・予算の種類・内容・歳入・歳出、科目別予算のあらまし・役所の予算編成から決算まで(当初予算、補正予算、決算)・事業の着眼点と事業の評価方法 ②議員が知っておくべき財政の話 基礎編2 ・地方交付税制度の徹底解説・臨時財政対策債のからくりと議会答弁の真実・地方債と基準財政需要額の関係を事例で解説・補助事業に対する交付税措置・予算化されやすい予算要望とは
研修の成果	国の財政制度はこれまで大きく変化してきたために、本来の自治のあり方が狹められていることはしっかりと押さえておかなければないと強く思った。特に、地方自治体が使える財源が、国の景気によって大きく左右されていることから、地方債や臨時財政対策債などをしっかりとみておかないと、将来を生きる人々への負担が大きいことが分かった。 また、過疎対策事業債や緊急浚渫事業費(仮称)などが創設されており、このような国の事業に日ごろから注意を払っておくことの大切さも大いに参考になった。そのために、日ごろから市の職員と交流し、情報を教えてもらったりしておくことが、一番の予算実現につながることもよく分かったので、今後実践していかたい。

研修報告書

令和2年 3月 31日

会派名 みらい久留米議員団
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和2年 1月 27日～28日
開催地	滋賀県大津市唐崎2丁目13-1全国市町村国際文化研修所
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	第3回市町村議会議員特別セミナー
当該研修への参加動機・目的	超高齢化と少子化の波が押し寄せる中、本市では合併特例債がなくなり、財政はいよいよ厳しくなる。しかし、どんなに財政が厳しくなろうと、福祉政策をとり続けることが地方自治体の責務であり、何より市民の願いである。どうすればより少ない予算でより効果の高い、質の良い福祉政策をとることができるかを探りたくて、このセミナーに參加した。
説明者	①京都大学大学院経済学研究科 教授 師富 徹 氏 ②東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授 辻 哲夫 氏 ③関西大学人間健康学課 教授 山縣 文治 氏 ④東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tkeito-”センター長 野々村 光子氏
説明内容	①社会福祉と財政システム ②超高齢社会の現状と地域包括ケアシステムによるまちづくり ③子ども家庭福祉に現状と課題 ④障がい者の就労と暮らしの支援について
研修の成果	①これまで、日本の教育予算がしめる割合が先進国と比べて低いことや、防衛費と同額に近いことを問題視していたが、それと共に、日本の財政の現状として一般会計の歳出総額のうち4分の1が借金返済のために使われていることを、もっと国民として考えいかなければならないことを改めて認識させられた。そのような国家予算の中にある、福祉予算である。世界中が消費税にその財源を求め、社会保障の機能充実とセットで考える必要があると説明されていた。また、金融所得への課税強化など、公平な税制の構築を図る必要性についても納得のいくものだった。今後、国の動向を見ながら、福祉予算について考えていく必要性を強く感じた。②人口、医療、地域の現状から、医療政策が問いただされていることを強く感じた。特に「直す医療」が一定の基準に達している現在、「直し、支える医療」への転換が求められていること。そのためにフレイルチェックや在宅医療がカギとなる。本市が進めている地域共生の一つとしてこれらの施策に取り組んでいきたい。「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」をめざしていくヒントをたくさん得ることができた。③消滅可能性市町村率という言葉が衝撃的であり、印象的だった。子どもを産み育てることのできる自治体づくりではなく、日本全体のこととして考えていかなければならないということが特に重要であると感じた。人口をふやすために、取り合いをするのではなく、互いに広域圏として共存していく施策をとることの合理性について、納得するが多くあった。是非、広い視野での人口対策を考えいかなければならない。④本市のコンソーシアム事業において指導していただいている野々村さんのお話だったので、より深く、地域づくりの重要性と、ネットワークによる地域づくりの手法は、是非様々な分野に応用していきたい。

研修報告書

令和2年2月25日

会派名 みらい久留米議員団
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和2年2月10日～11日
開催地	KFCホール 2nd (東京都 墨田区横綱1-6-1)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	第22期 自治体政策特別講座「2020年度の予算審議～まちづくりの自治体議会」
当該研修への参加動機・目的	予算審議にあたり、2020年度地方財政を概観し、地方債や積立金の考え方の基本を学びたいと思った。また、各地の自治体議会の予算審議の特徴を地域づくりの特徴と関連付けて知りたいと思った。
説明者	①宮崎雅人（埼玉大学大学院准教授） ②武田公子（金沢大学人間社会学域 経済学類教授） ③近藤克則（千葉大学 教授） ④沼尾波子（東洋大学教授）
説明内容	①2020年度の地方財政、傾向と審議のポイント ②地域の暮らしを支える行財政システム～地方債、積立金の活かし方 ③長生きできる町をつくろう～健康格差社会縮小をめざして ④地域づくりと地方財政～ 実践から学ぶ活性化のヒント
	①令和2年度の地方税は、40兆9366億円。当初見込み額に比べ、1.9%増。 ・森林環境譲与税は、幅広い使途が可能になったため、チェックが必要となるだろう。 ・地方債として、緊急浚渫推進事業債（仮称）を創設した。900億円見込み。全額地方債充当を認める特例措置となる。後年度の元利償還金の交付税措置は、70%を基準財政需要額に算入。 ②●地方財政を巡る誤解として、次の例をあげ、解説された。 ・財政力の弱い自治体は借金だらけ ・借金しない方が、健全運営だ。 地方債と基金の機能の相違を理解し、積極的に住民福祉に必要な事業を打っていくことが自治体の責務という基本を押さえるべし、という解説をデータと事例をもとに説明された。 ●事業の資金調達方法として、建設公債（五条債）と赤字公債（特例債）基金を比較し、それぞれの相違を示して、世代間公平性とは何か、いかに考えるのかを解説された。久留米市のような地方都市にあっては、世代間公平性というよりも住民移動（今の住民と将来の住民との間）の公平性と考えると、わかりやすいようだ。

- ③「健康は、個人の努力だけではなく、環境整備が重要！」というデータと分析に基づく講義に納得した。
- ・社会参加割合が高いと要支援、介護認定率が低い。
 - ・スポーツや趣味のサークルの多い町、公園が近くにある町の方が健康寿命が長い。
 - ・自治体間比較だけではなく、同市内の地区別分析でも環境整備が介護予防にいかに影響するかを示された。また、このデータを住民にフィードバックすることで、住民の動機づけにしていく実践も報告された。
 - ・「介護予防のために運動しなければ」ではなく、意識しなくても住んでるだけで健康寿命が伸びていくような街づくり・環境整備を戦略的にすべきだということがよくわかった。
- 介護予防事業よりも費用対効果の高いことに着目すべきと思った。

研修の成果

③地域のつながりを支える公共プラットフォーム構築と自治体の役割について、各地の住民と行政の協働事例を取り上げながら、行財政運営のあり方を説明された。

参考になったのは、次の点であった。

- ・全国市長会「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」報告書によると、今後経費が見込まれるとの回答が多かった分野は、医療・福祉・子育てなどである。また、対人社会サービスにおける地方単独事業は増えているが、財政力指数による実施状況には差があり、交付税措置には限界があるのが現状である。
 - ・公共的課題の解決には、「ガバメントからガバナンスへ」と転換することが必要であり、住民やコミュニティ組織、NPO、民間セクターとの協働、連携による新たな公共空間構築を目指すことになるだろう。
 - ・地域包括ケアシステムは、協議の福祉に留まらず、道路や交通、商業、都市計画、産業も含めたプラットホーム形成をしていく必要がある。
 - ・そのための地域運営組織は、形態も多様である方がよい。小さな拠点としての場の構築も必要です。「場所、人材、制度」構築のための支援制度が必要となるが、行政におけるプラットホーム構築と財源をどう考えるかが、今後の課題である。
 - ・久留米の場合、多様な取り組みが民間レベルで行われているが、行政がその実態を十分に把握していないため、プラットホーム構築が阻害されている面もある。
- 財源に限りがあるからこそ、民間活動との連携に注目し、協働することが必要であると思う。
- ・先進事例として紹介された、大里綜合管理本社（大網白里市）鳥の劇場（鳥取市）沼垂テラス商店街（新潟市）NPO法人農音（松山市）は、機会があれば、視察したい。
 - ・「持続可能な地域づくり」には、「機能論から見た地域政策」（人口規模の維持、教育・介護など個別機能の維持）という側面と「生活者からみた地域」（人口の質、生活の質）の2側面があり、どちらかではなく、両方が必要である。という説明はわかりやすかった。
- 必ずしも人口増加、経済発展だけが地方創生ではない、ということだと理解した。
- 中長期的な視点で地域の姿を市民・事業者と共に描けるプロセスが必要だと思う。

研修報告書

令和2年3月30日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林詠子様

会派名 みらい久留米議員団

報告者 秋永峰子



政務活動のため研修会に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和2年2月15日～2月15日
開催地	東京都 渋谷区代々木11-21-11 婦選会館
参加議員名	秋永峰子
研修項目	世界の中の日本政治
当該研修への参加動機・目的	SDGsが叫ばれて久しいが、現代日本政治の課題をしっかりと捉えなおしたうえでこの課題に取り組みたいと考え、参加した。
説明者	上智大学国際教養学部教授 中野晃一
説明内容	①新/自由主義的な「国際協調主義」(1970年代末～1990年半ば)について ②復古的国家主義の高まりと国際協調主義の衰退(1990年代後半) ③対米追随路線の確立(2000年代前半～) ④新/自由主義への部分的振り戻しとその限界(2009～2012) ⑤寡頭支配(オリガーキー)の暴走(2012～現在)
研修の成果	高度経済成長とアメリカの相対的地位低下からバブル経済と冷戦の終結が訪れ国際協調主義の全盛となった。その間、河野談話、村山談話など、中国を孤立させてはまずいと考え、懸け橋となるような努力があったことをわたしたちは忘れてはならないと強く思った。その後失われた十年と対米追随路線への転換と歴史修正主義バックラッシュが始まっていた。つくる会での教科書の偏向化、日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会、日本会議の台頭は自民党の中道リベラルの衰退、戦後生まれ/ポスト冷戦の新右派世代の台頭がおこる。そして構造改革路線が進み、日米蜜月が始まるが、日米関係が緊密であればあるほど中国、韓国、アジア諸国との関係に資するという考え方のもとにテロ特措法、イラク特措法、武力攻撃事態法などの有事法制、テロ特措法が成立してしまった。そして現在までの何のブレーキもないなかでの寡頭支配が続いている。これらはⅠにもⅡにも選挙によって選ばれた人々によるものであるのだから国民の責任であることは言うまでもないことだがその国民をDV状態、いわゆる消極的指示か棄権という態度をとるようになってしまったコンテキストは、国家の私物化であり報道や学問、表現の自由を奪ったことであることを考えると、地方自治体であれ、人々から奪われつつある、それらの自由を奪い返すことや、政治を私物化しない姿勢を有権者に示すことであることを、改めて確信することができた。混とんとする日本の政治であるけれども、政治は暮らしそのものであることや、自治権、自由権について、しっかりと訴え、地方自治と国の政治を自分たちの手に取り戻していくたい。